

科学技術イノベーション政策推進専門調査会議事運営規則

平成24年3月21日
総合科学技術会議
科学技術イノベーション政策推進専門調査会

平成28年4月14日
一部改正
総合科学技術・イノベーション会議
科学技術イノベーション政策推進専門調査会

(専門調査会の運営)

第1条 科学技術イノベーション政策推進専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続きその他専門調査会の運営に関しては、法令及び総合科学技術・イノベーション会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(会長)

第2条 会長は、専門調査会の事務を掌理する。

2 会長が専門調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する議員又は専門委員が、その職務を代理する。

(委員の出欠等)

第3条 専門調査会に属する議員又は専門委員（以下「専門調査会委員」という。）が専門調査会を欠席する場合は、代理人を専門調査会に出席させ、又は他の専門調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 専門調査会を欠席する専門調査会委員は、会長を通じて、当該専門調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる委員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

(議事)

第4条 専門調査会は、専門調査会委員の過半数が出席しなければ、専門調査会を開くことはできない。

2 議事は、出席した専門調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

(公開)

第5条 専門調査会の会議は原則として公開する。ただし、会長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により専門調査会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第6条 会長は、専門調査会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、専門調査会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(アドバイザー)

第7条 会長は、専門調査会の調査・検討に必要があるときは、助言その他の協力を行わせるため、専門調査会委員とは別に、アドバイザーを委嘱し、会議に出席させることができる。

2 アドバイザーは、専門調査会を欠席する場合に代理人を専門調査会に出席させることができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいるアドバイザーに対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、作業部会その他専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。